

松江労働基準監督署発表
平成 29 年 7 月 31 日

担 当	松江労働基準監督署	
	副署長	糸賀 淳一
	第一方面主任監督官	江原 紀子
	電話	0 8 5 2 - 3 1 1 1 6 6

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(無資格者をフォークリフトの運転業務に就かせた疑い)

松江労働基準監督署(署長:白名 弘(しらな ひろし))は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、農事組合法人中国牧場及び同法人代表理事を松江地方検察庁に書類送検した。

記

1 被疑者

- のうじくみあいほうじんちゅうごくぼくじょう
(1) 農事組合法人中国牧場 (島根県仁多郡奥出雲町)
(2) 同法人 代表理事 A (男、60歳)

2 罪名・罰条

労働安全衛生法違反

労働安全衛生法第61条第1項(就業制限)

労働安全衛生法施行令第20条第11号

労働安全衛生規則第41条

労働安全衛生法第119条第1号(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)

労働安全衛生法第122条(両罰規定)

3 事件の概要

被疑法人農事組合法人中国牧場は、主に肉用牛肥育を行う事業場であり、被疑者Aは、同法人の経営者として労働者の安全を管理するものであるが、平成29年4月5日、被疑法人の理事及び労働者合計5名で行われた同法人敷地内にある牛舎前の道の舗装作業において、法令の定める運転資格を有しない労働者Bを、最大荷重1.95トンのフォークリフトの運転の業務に就かせたもの。

4 参考事項

- (1) 法令の定める運転資格を有さない労働者Bをフォークリフトの運転業務に就かせた結果、同人が運転中のフォークリフトが転倒する労働災害が発生し、労働者Bは転倒したフォークリフトと地面との間に頭を挟まれ死亡している。
- (2) 労働安全衛生法では、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務など特定の業務について、法令の定める運転資格を有する者以外は、その業務に就くことを禁止している。
- (3) 当署では、本日付けで、管内(松江市、安来市、雲南市(大東町・加茂町・木次町)、仁多郡、隠岐郡)の畜産業を営む事業場に対して安全管理に係る自主点検票を送付し、法令上必要な措置が守られているか事業者を確認・回答させ、同種労働災害の防止を図ることとしている。

関係法令

労働安全衛生法

(就業制限)

第61条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 (中略)第61条第1項、(中略)の規定に違反した者
- 二 (以下略)

第122条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(中略)第119条(中略)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法施行令

(就業制限に係る業務)

第20条 法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

(中略)

十一 最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

(以下略)

労働安全衛生規則

(就業制限についての資格)

第41条 法第61条第1項に規定する業務につくことができる者は、別表第3の上欄に掲げる業務の区分に応じて、それぞれ、同表の下欄に掲げる者とする。

別表第3 業務の区分

令第20条第11号の業務

業務につくことができる者

- 一 フォークリフト運転技能講習を修了した者
- 二 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第2の訓練科の欄に定める揚重運搬機械運転系港湾荷役科の訓練(通信の方法によつて行うものを除く。)を修了した者で、フォークリフトについての訓練を受けた者
- 三 その他厚生労働大臣が定める者